高知県営業時間短縮要請協力金(まん延防止) 早期給付申請等について

早期給付制度

令和3年8月27日から9月12日までの全期間を通じて、 営業時間の短縮等にご協力いただける<u>高知市内</u>の事業者のうち、 希望される方に<mark>協力金の一部を早期給付</mark>します。

早期給付対象者	令和3年度に実施した <u>高知県の協力金の受給実績が</u> ある事業者(大企業を除く)
早期給付額	1店舗当たり <u>一律24万円</u> (3万円×8日分) ※高知市内の店舗に限る
申請受付期間	令和3年9月1日(水)から9月12日(日)まで
早期給付時期	令和3年9月上旬(※)から順次給付

[※]提出書類に不備等がある場合は、訂正や再提出が必要となり、給付に時間を要することがありますので、 ご了承ください。審査状況により、本申請分(残金給付申請分)と一括での支給となる場合があります。

早期給付申請の流れ

STEP. 1 早期給付の申請書類を作成・提出

協力金支給申請書(様式1)、早期給付申請書(様式2)及び早期給付に 係る誓約書(様式5)の3つの申請書類を作成・提出してください。

※営業許可証・本人確認書類・通帳の写しについては、前回(5/26~6/20)の協力金の申請内容から変更があった場合は、提出してください。

STEP. 2 早期給付分の振込

9月上旬から順次、指定の口座に早期給付分の振込を行います。

STEP. 3 本申請 (残金給付申請) の申請書類を作成・提出

別途、売上高方式で必ず本申請を行ってください。

※本申請を行わなかった場合は、早期給付分を返還していただきます。

STEP. 4 残金給付分の振込

本申請の審査完了後に順次、指定の口座に残金給付分の振込を行います。